

「集落で行う共同活動については、農地・水保全管理支払で行うことを基本とし、農業者への配分が2分の1以上となるよう指導します」。農水省が示した、2011年度概算要求中のたった数行の文章が問題になっている。中山間地域等直接支払い交付金の話だ。10年度から始まった第3期対策の最中にもかかわらず、急な方針展開を打ち出した。混乱を招かないよう現場に十分な説明が必要だ。

これまで交付金の使い道について同省は、「おおむね2分の1以上を集落の共同取り組み活動に充てる」よう指導してきた。昨年5月に出した農業者向けの10年度から14年

## 論説

## 中山間支払い変更

# 現場に十分な説明必要

度までの「第3期対策のあらまし」にもそう書いてある。しかし、ここに来て同省が「農業者個人」への配分が2分の1以上になるよう指導する、と急に方針を変更した。共同活動への交付金の配分割合は、01年度の53%から09年

度までの「第3期対策のあらまし」にもそう書いてある。しかし、ここに来て同省が「農業者個人」への配分が2分の1以上になるよう指導する、と急に方針を変更した。共同活動への交付金の配分割合は、01年度の53%から09年

度までは57%へと上昇している。それだけに、なぜ急に方針を変更したのか。耕作放棄地解消に取り組んできた集落の共同の力をどう評価するのか。まずは現場に十分、説明することが先決である。

農産物価格が低迷する中、交付金の個人配分が増えれば、農家の所得増につながり、その要望の声も挙がっている。機械が入れず農作業受託さえできない農地は、農家個人が守るしかなく、個人配分が大きな支えとなるからだ。だが、個人への配分を厚くすれば、高齢化の進む現場が受け入れるには、いくつかの課題がある。

一つは農地・水保全管理支払を受けるには、交付要件となっている農家以外を巻き込まなくてはならない。高齢農家しかいない中山間地域で、どうやって農家以外を探せばいいのか、疑問が残る。

二つ目は、農地・水保全管理支払い交付のために複雑な手続きが発生する点だ。スムーズに農地・水保全管理支払い交付金を受けられる仕組みづくりが必要となる。

産官学の有識者でつくる中山間地域フォーラムは、制度見直しを批判する声明を出した。フォーラムによると、現場では「今後は共同管理をあまり考えなくてもよい」といった誤ったメッセージさえも流れているという。

3期目が動き出した中で、突然の方針転換は、現場に無用の混乱をもたらすだけだ。農家のためを思うのなら、現場の声に十分、耳を傾けてからにしてもらいたい。